

鳥取県医療的ケア児等送迎支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県医療的ケア児等送迎支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則及び鳥取県医療的ケア児等送迎支援事業実施要綱（令和5年8月4日付第202300119241号鳥取県子ども家庭部長通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市町村が実施する医療的ケア児等の医療機関等への送迎及び社会参加目的の外出に伴う送迎に係る事業に際して、地域の移動環境を整備し、移動手段の選択肢の拡大を支援することにより、もって地域における自立生活に資することを目的として交付する。

(交付の対象)

第3条 県が前条の目的の達成に資するために本補助金の交付対象とする事業は実施要綱に定める事業（以下「県送迎支援助成事業」という。）とする。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、前条に定める事業を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助対象事業に要する別表の第2欄に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。以下「補助対象経費」という。）から本補助金に係る過年度分の返還必要相当額を控除した額に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、交付対象事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに、規則第5条の交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額を伴うもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号から様式第3号までによるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月4日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月24日から施行し、令和8年度事業から運用する。

別表(第4条関係)

1 補助対象事業	2 補助対象経費	条件	3 補助率
県送迎支援助成事業	(1)送迎経費(福祉タクシー) 県送迎支援助成事業を行うために必要な負担金、補助金及び交付金	(1)送迎経費総額から、利用者の自己負担上限額を除いた額を助成	1 / 2
	(2)送迎経費(看護師等) 県送迎支援助成事業(看護師等派遣)を行うために必要な負担金、補助金及び交付金	(2)送迎経費総額から、利用者の自己負担上限額を除いた額を助成	1 / 2